

障子製作

たりけるをほそめにあけてといへり、今のに同じ、

〔和漢三才圖會三十二〕家飾具障子ちやんし

和名抄云障塞隔也屏風之屬也、

唐史言楊國忠選妓肥大者、行列遮風、謂之肉障、

按、以杉木織削、縱橫組成、單貼紙、以可防風、名之明障子、檜次之、檜以下施板者名腰障子、以避下

吹雨、

いぐしさすついなのはの杉まやうじ一よ明れば春に社なれ

〔和爾雅五〕器用障子ちやんし骨格ハチ

〔雍州府志七〕土產葦遣戸并障子、倭俗良賤家宅、中縱橫以細木爲骨、貼白紙於外面、以二枚建六尺

三寸一間之際、左右便開闔、遮日又防風、是謂障子、言障風日之義也、又號明障子、隔紙一片、而因引明

也、内外兩面貼紙、是謂太鼓張、是亦雖引明、不如一方張之者、又兩面以厚紙張之、謂襖障子、未張紙之

前號障子骨、

〔禁秘御抄上〕一清涼殿略中朝餉

後涼殿布障子、如渡殿無土居、立少柱、打付、有

〔源氏物語五十三〕手習さるべきおりにやありけん、さうじのかけがねのもとに、あきたるあなををし

へて、まぎるべき木丁など引やりたり、

〔十訓抄二〕土佐判官道清と云者有けり、中女房あなむつかしやと云て、袴をきておくの方へ入

る、中障子引たて、かけがねうちかけて、また云事なかりけり、

〔類聚雜要抄二〕調度移徒作法略中

永久五年七月二日關白藤原忠實右大臣殿右大臣恐内大臣誤、時移御鴨居殿障子帳、東西遣戸障